

第2部 指定（許可）更新の留意事項

1 休止中の事業所の取扱い

- 休止中の事業所は、指定（許可）の更新を受けることができません。
- 更新時期までに事業を再開した上で更新の手続きを行うか、又は事業を廃止するかのいずれかを行ふ必要があります。
- 休止中の期間により指定有効期間が延長されることはありませんのでご注意ください。

(1) 更新する場合

- 更新時期までに事業を再開した上で、更新の手続きを行うこととなります。
- 具体的には、以下の書類を提出してください。
- なお、事業を再開する場合は、人員、設備及び運営基準を満たす必要があります。

<再開届>

- 「再開届出書（様式第一号（六））」

<変更届>（＝変更がある場合のみ）

- ※ 事業再開時に、休止前と届出事項に変更がある場合は、変更届も必要となります。
- 「変更届出書（様式第一号（五））」
- 添付書類

<更新申請書類>

- 更新申請書（様式第一号（二））（第3部の1 更新申請書類の概要P10のとおり）

(2) 更新しない場合

- 人員、設備及び運営基準を満たせず、再開できない場合は更新できません。
- 更新しない場合は、次の廃止届出書又は辞退届出書を提出してください。
(なお、廃止後において、再び事業を開始したい場合には、人員、設備及び運営基準を満たした上で、改めて新規指定の申請を行うことになります。)
- 廃止届出書又は指定辞退届出書が提出されない場合は、有効期間満了をもって失効します。

<廃止>

- 「廃止（休止）届出書（様式第一号（七））」

<辞退>

- 「指定辞退届出書（様式第一号（八））」（指定介護老人福祉施設のみ）

2 「みなし指定」の取扱い

○みなし事業所については、更新手続きは発生しません。

(1) みなし事業所について

次の医療みなし、施設みなしとなる対象サービスについては、更新手続きは発生しません。

	事 業 所	対象となる介護保険のサービス
医療みなし	健康保険法に基づき保険医療機関の指定を受けた病院・診療所	(介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所療養介護（療養病床を有する病院・診療所に限る）
	健康保険法に基づき保険薬局の指定を受けた薬局	(介護予防) 居宅療養管理指導
施設みなし	介護老人保健施設	(介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所療養介護
	介護医療院	(介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 通所リハビリテーション

※ただし、保険医療機関等の指定とは別に、介護保険事業者の申請を行って指定を受けた場合は、保険医療機関等であっても指定更新の手続きが必要になります。

3 いわゆる公設民営の事業所（施設）の取扱い

- 公設民営の事業所（施設）は、これまで、利用料金制「有」の場合は指定管理者が指定の申請者となっていましたが、公設民営の介護保険施設については、平成19年4月から取扱いが変更され、利用料金制「有」「無」にかかわらず、一律、開設者である地方公共団体を申請者とすることとなりました。
- 公設民営の介護保険施設について、介護保険法上の指定の申請者が老人福祉法又は医療法上の開設者である「地方公共団体」となっていない場合は、申請者の変更を行う必要があります。（指定更新の時期に行うことで差し支えありません。）
- この場合であっても、居宅サービスの申請者は指定管理者であることから、「みなし指定」の適用を受ける（介護予防）訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護については、指定管理者が指定を受ける必要があります。

※ 「利用料金制」とは

- ・ 利用料金とは公の施設の利用の対価であり、公の施設の管理を指定管理者が行う場合であって、公の施設の開設者が利用料金を徴収する場合は利用料金制「無」、指定管理者が利用料金を徴収する場合は利用料金制「有」となります。
- ・ 介護保険事業の場合、居宅サービス事業を行う施設及び介護保険施設に係る介護報酬を、開設者である地方公共団体が使用料として徴収する場合は利用料金制「無」、運営する指定管理者が利用料金として徴収する場合は利用料金制「有」となります。

(1) 公設民営の事業所（施設）の指定申請の取扱い

- 「地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて」（H19.3.30老計発第0330006号厚生労働省老健局計画課長ほか2課長通知）により、これまでの公設民営の介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）の指定申請を行う者の取扱いが変更になりました。（※介護医療院：平成30年4月1日に創設）
- 公設民営の居宅サービスを行う事業の申請者については、変更ありません。

【介護保険施設】

介護保険施設は、介護保険法第86条第1項、第94条1項及び107条第1項の規定により、「施設の開設者」が指定申請を行うこととされていることから、「開設者」である地方公共団体が指定の申請を行うべき者とされました。

※は変更点

		介護保険法上の指定の申請主体	利用者との契約締結等の主体	老人福祉法及び医療法上の開設の申請(届出)主体
改正前	利用料金制（無）	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制（有）	※指定管理者	指定管理者	※指定管理者
現行	利用料金制（無）	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制（有）	※地方公共団体	指定管理者	※地方公共団体

【居宅サービス事業（通所系、短期入所系、居住系サービス）】

取扱いに変更なし

		介護保険法上の指定の申請主体	利用者との契約締結等の主体	老人福祉法及び医療法上の開設の申請(届出)主体
改正前	利用料金制（無）	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制（有）	指定管理者	指定管理者	指定管理者
現行	利用料金制（無）	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
	利用料金制（有）	指定管理者	指定管理者	指定管理者

注 特別養護老人ホームの空床を利用して、居宅サービス事業である短期入所生活介護を行う場合についても上記のとおり。

（2）介護保険施設の申請者の変更

- 公設民営の介護保険施設について、介護保険法上の指定の申請者が老人福祉法又は医療法上の開設者である「地方公共団体」となっていない場合は、指定（許可）更新の時期に、申請者の変更を行う必要があります。
 - ・ 「開設者」である地方公共団体が指定の申請を行い直す。
 - ・ これまで指定を受けてきた「指定管理者」は指定を辞退する。

<指定（許可）申請書>

- 様式第一号（一）

<指定辞退届出書>

- 様式第一号（八）

<介護老人保健施設の廃止届>

- 様式第一号（七）

- この場合であっても、居宅サービス及び介護予防サービスの申請者は指定管理者であることから、「みなし指定」の適用を受ける（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護及び（介護予防）通所リハビリテーションについては、指定管理者が指定を受ける必要があります。
- 特別養護老人ホームに併設する事業所で行う場合（併設型）の（介護予防）短期入所生活介護及び特別養護老人ホームで行う場合（空床利用型）の（介護予防）短期入所生活介護についても、指定管理者が指定を受けることになりますが、この場合、申請者はこれまでと変わらないことから、従前の指定を行い直す必要はありません。

（3）老人福祉法上の届出者の変更

併せて、公設民営の介護老人福祉施設について、老人福祉法上の特別養護老人ホームの設置の届出者が地方公共団体となっていない場合は、地方公共団体が老人福祉法の特別養護老人ホームの設置届を改めて行う必要があります。